(選定議員の選定)

第14 条　事業主である組合員が選定する議員（以下「選定議員」という。）は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。

２　選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員はすみやかに欠員について議員を選定しなければならない。

３　事業主である組合員は、議員を選定したときは文書で理事長に通知しなければならない。

(附 則)

１．第１５条の規約を第１４条に変更し、認可の日から施行し、平成１５年４月１日から適用とする。